

# 平成29・30年度松戸市簡易修繕業務登録のご案内

この制度は「小規模な工事は地元業者へ」と千葉土建の運動で実現させた制度です。この制度に登録すると入札の対象とならない松戸市発注（50万円以下）簡易修繕業務（工事）の元請になることができます。今年は今新規登録年のため すでに登録している事業者も申請が必要です。

【受付期間】平成29年2月1日～平成29年2月28日

【資格有効期間】平成29年4月1日～平成31年3月31日

【資格要件】松戸市内に本店のある法人及び個人事業者

※指名競争入札参加資格申請者は対象外

※現在松戸市内に本店のある業者は全て対象です

※必要書類などの詳細は、登録希望の方に別途お知らせします。

組合受付締切:2月17日(金)まで 証明書取得費用以外はかかりません

事業所名(氏名)	連絡先	FAX番号

・簡易修繕業者登録 希望（あり ・ なし）

【事前登録説明会】

日程:2月2日(木) 19:00～ 場所:千葉土建松戸支部

内容:松戸市簡易修繕登録について(登録方法・登録後の活用方法など)

必要書類持参で  
当日手続き完了

・事前登録説明会参加希望（あり ・ なし）

千葉土建一般労働組合松戸支部

TEL:047-368-7700 FAX:047-365-7378

